

「豊橋市SDGs推進パートナー」募集要項

豊橋市は、SDGs(持続可能な開発目標)の達成、持続可能なまちの実現に向けて、豊橋市とともに取組等を実施していただける企業・団体等を「豊橋市SDGs推進パートナー(※以下「パートナー」という)」として募集します。

1 目的

豊橋市と「パートナー」が、それぞれの有する資源や知見等を生かし、ともに目指すゴールや豊橋市の地域課題の解決に向け連携し、持続可能な取組や活動を推進するとともに、SDGsの普及啓発を図ることを目的とする。

2 対象

SDGs達成に向けて、取組や活動を実施している(または予定がある)企業・団体等

3 「パートナー」のメリット

- (1) 豊橋市の協力・PRを得ながらSDGsの取組を推進できる
- (2) 豊橋市民や学生へ「豊橋市SDGs推進パートナー」としてPRできる
- (3) 登録者相互間の交流が得られる(異業種とのマッチング等)
- (4) 豊橋信用金庫が実施する融資制度『とよしんSDGs応援ローン』の対象となる
- (5) 豊橋市SDGs推進パートナーロゴを名刺やホームページに使用できる

4 応募要件

次の(1)から(3)のすべての条件を満たすこと

(1) 基本条件

豊橋市及び多様なステークホルダーとの連携、共働・協力を心掛け、SDGsの普及啓発に取り組めること

(2) 実施要件

- ① 目指している(今後目指そうとしている)SDGsのゴールを明確にすること
- ② ゴール達成に向けて豊橋市と連携・協力して取組や活動を実施できること

※その内容が豊橋市の地域課題の解決に資するものであること

例1) 新型コロナウイルス感染症対策の実施による経済活動及び雇用の継続(ゴール8:「働きがいも経済成長も」)

例2) 再生可能エネルギーの活用による環境負荷軽減(ゴール7:「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」)

(3) その他資格

- ① 市税等を滞納していないこと
- ② 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者でないこと
- ③ 法令もしくは公序良俗に反する活動をしないこと
- ④ 豊橋市及び「パートナー」の信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと

5 応募方法等

(1) 募集期間

随時募集

(2) 応募方法

「豊橋市SDGs推進パートナー登録申請書(Word)」(様式1)に必要事項を記入し、Eメールで豊橋市企画部政策企画課SDGs担当(sdgs@city.toyohashi.lg.jp)へ提出する。

Wordファイルでの提出が難しい場合は、「あいち電子申請・届出システム」から「豊橋市SDGs推進パートナー登録申請書」に必要事項を入力し、申請する。

6 「パートナー」の登録等

豊橋市(事務局:企画部政策企画課)が申請に基づいて登録した「パートナー」に対し、登録証及びSDGs未来都市木製バッジを交付する。

(1) 登録

申請した月の次の月に登録する。登録が完了したらメールでお知らせする。

(2) 取組資料の提出

登録後に取組資料(Excel)の作成と提出をお願いする。

※取組資料は、HP等で公開する他、「パートナー」交流会等で活用予定

(3) 取組状況等報告の提出

市が取組状況の報告を求めるときには「豊橋市SDGs推進パートナー取組状況報告書」(様式3)に必要事項を記入し、提出する。

【問合せ先】豊橋市企画部政策企画課

電話 : (0532)51-2180 Eメール : sdgs@city.toyohashi.lg.jp